



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *37 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 1
- *38 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3
- *39 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 3
- *40 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 教育委員会規則

- *20 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
- *21 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 告示

- 1174 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 11
- 1175 " (") 12
- 1176 生活保護法による医療機関の指定 (") 12
- 1177 " (") 12
- 1178 救急病院の申出の撤回 (医務課) 12
- 1179 救急病院の認定 (") 13
- 1180 " (") 13
- 1181 血深井土地改良区の役員の住所変更 (農業農村整備課) 13
- 1182 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等 (技術調査課) 13
- 1183 道路の区域変更 (道路保全課) 16
- 1184 道路の供用開始 (") 17
- 1185 海岸法による所有者不明の工作物の措置 (港湾空港振興課) 17

○ 公安委員会告示

- 66 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 17

○ 選挙管理委員会告示

- *159 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 18

○ 公告

- 日高港浜ノ瀬緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課) 19

○ 正誤

- 平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号目次 19
- 平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号中 19

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第37号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

平成22年12月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第5条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第10条第1項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第10条第1項、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第12条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第9条第1項の規定により標準号給数（職員の給与に関する条例第10条第2項、教育職員の給与に関する条例第10条第2項、市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第2項又は警察職員の給与に関する条例第9条第2項に規定する人事委員会規則又は教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）第5条の規定により任命権者が定める成績率のうち勤務成績が良好の区分が適用される職員であるものとする。

第5条に次の1項を加える。

8 第1項及び前2項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

別記第1号様式別紙中「月 額」を「年 額」に改め、同様式別紙（注）4中「月額は、月額によらな

い場合月額に換算し」を「年額は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成22年和歌山県条例第61号）附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。
(給与の額の計算)
- 3 前項に該当した職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして、第5条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

和歌山県人事委員会規則第38号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「1.5」を「1.25」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第39号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再 任 用 職 員 及 び 育 児 短		円	円	円	円
	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	5,700	7,400

時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員

21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,900	7,500
25号給から 28号給まで	2,600	3,300	6,000	7,600
29号給から 32号給まで	2,700	3,500	6,100	7,700
33号給から 36号給まで	2,800	3,700	6,300	7,900
37号給から 40号給まで	2,900	3,800	6,400	8,000
41号給から 44号給まで	3,100	4,100	6,600	
45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,800	
49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,900	
53号給から 56号給まで	3,400	4,800	7,000	
57号給から 60号給まで	3,500	4,900	7,100	
61号給から 64号給まで	3,600	5,100	7,200	
65号給から 68号給まで	3,700	5,300	7,300	
69号給から 72号給まで	3,800	5,400	7,400	
73号給から 76号給まで	3,900	5,500	7,500	
77号給から 80号給まで	4,000	5,600	7,500	
81号給から 84号給まで	4,100	5,800		
85号給から 88号給まで	4,100	5,900		
89号給から 92号給まで	4,200	6,100		
93号給から 96号給まで	4,300	6,200		
97号給から100号給まで	4,400	6,300		
101号給から104号給まで	4,400	6,400		
105号給から108号給まで	4,500	6,500		
109号給から112号給まで	4,500	6,600		
113号給から116号給まで	4,600	6,700		
117号給から120号給まで	4,700	6,800		
121号給から124号給まで	4,700	6,900		
125号給から128号給まで	4,800	6,900		
129号給から132号給まで	4,900	6,900		
133号給から136号給まで	4,900	7,000		
137号給から140号給まで	4,900	7,100		
141号給から144号給まで	5,000			

	145号給から148号給まで	5,100			
	149号給から152号給まで	5,100			
	153号給	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,600	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短		円	円	円	円
	1号給から 4号給まで	2,000	2,100	4,200	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	5,500	7,700
33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,700	7,900	

時間勤務職員以外の職員	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	6,000	
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	6,100	
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	6,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	6,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,600	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,800	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,900	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	7,000	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	7,100	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	7,200	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	7,300	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	7,400	
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	7,500	
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600		
	125号給から128号給まで	4,800	6,700		
	129号給から132号給まで		6,800		
133号給から136号給まで		6,900			
137号給から140号給まで		6,900			
141号給から144号給まで		6,900			
145号給から148号給まで		7,000			
149号給		7,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400
育児短時間勤		2,100	2,300	5,100	6,400

務に 伴う 短時 間勤 務職 員					
---------------------------------	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第40号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「小学校に就学している」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

教育委員会規則**和歌山県教育委員会規則第20号**

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「1.5」を「1.25」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号給	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び 育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000 円	2,100 円	4,200 円	6,800 円
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	6,000	
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	6,100	
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	6,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	6,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,600	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,800	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,900	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	7,000	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	7,100	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	7,200	
81号給から 84号給まで	4,100	5,400	7,300		
85号給から 88号給まで	4,100	5,500	7,400		
89号給から 92号給まで	4,200	5,600	7,500		

	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600		
	125号給から128号給まで	4,800	6,700		
	129号給から132号給まで		6,800		
	133号給から136号給まで		6,900		
	137号給から140号給まで		6,900		
	141号給から144号給まで		6,900		
	145号給から148号給まで		7,000		
	149号給		7,100		
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,300	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	6,600	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,800	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,900	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	7,000	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	7,100	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	7,200	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	7,300	
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	7,400	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	7,500	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	7,500	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800		
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900		
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100		
93号給から 96号給まで	4,300	6,200			
97号給から100号給まで	4,400	6,300			
101号給から104号給まで	4,400	6,400			
105号給から108号給まで	4,500	6,500			
109号給から112号給まで	4,500	6,600			

	113号給から116号給まで	4,600	6,700		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800		
	121号給から124号給まで	4,700	6,900		
	125号給から128号給まで	4,800	6,900		
	129号給から132号給まで	4,900	6,900		
	133号給から136号給まで	4,900	7,000		
	137号給から140号給まで	4,900	7,100		
	141号給から144号給まで	5,000			
	145号給から148号給まで	5,100			
	149号給から152号給まで	5,100			
	153号給	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,600	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀 4-22	吉村歯科医院	紀の川市貴志川町長原248-8	平成 22. 8. 31

和歌山県告示第1175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西医 139-16	めじろクリニック	西牟婁郡すさみ町周参見4245-1	平成 22. 9. 30

和歌山県告示第1176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀 4-22	吉村歯科医院	紀の川市貴志川町長原248-8	平成 22. 8. 1

和歌山県告示第1177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東薬 25-22	サンライトげんき薬局串本店	東牟婁郡串本町串本1791-1	平成 22. 12. 1

和歌山県告示第1178号

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 名称 医療法人青木整形外科
- 2 所在地 和歌山市布引763番地の8
- 3 失効日 平成22年12月21日

和歌山県告示第1179号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第1180号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第1181号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

役員の住所変更

職名 理事

氏名 柏木道美

変更前の住所 西牟婁郡白浜町富田86番地の2

変更後の住所 西牟婁郡白浜町十九淵524番地の1

和歌山県告示第1182号

平成23年6月1日から平成24年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事種別
建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの
- 2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項
(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）及び破産者で復権を得ないもの
- イ 次の（ア）から（オ）までに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - （ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - （イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （エ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （オ）（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者
- オ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていないもの
- ク 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ケ 申請する業種について、法の許可を受けていない者
- コ ケの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者
- サ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 客観的事項
 - 法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）
- イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請の時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成23年1月17日から同年1月26日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間に主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所に提出するものとする。

(2) 申請書類

- ア 平成23年度（追加受付）入札参加資格審査申請書（県内建設業者）
- イ 地方基準点数等一覧表
- ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

- エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表
- オ 技術職員数一覧表
- カ 職員名簿（技術職員以外）
- キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表
- ク 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成21年10月1日から平成22年9月30日までのもの）
- ケ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成22年12月1日以降のもの）
- コ 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合にあつては、完成工事原価報告書の写し）
- シ 申請者が法人の場合にあつては、株主・出資者調書（和歌山県入札参加申請用）
- ス 独占禁止法（昭和22年法律第54号）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要のわかる頁を数枚程度にまとめたもの）
- セ 不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し
- ソ 重機・資材・緊急対応関係様式集に掲げる該当書類
- タ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ツ ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- テ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
 - （ア）産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - （イ）産業廃棄物処分業許可証の写し
 - （ウ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - （エ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ナ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- ニ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- ヌ 法定義務建設業者（常時雇用者数56人以上）で障害者を雇用しているものにあつては直近の障害者雇用状況報告書の写し、非法定義務建設業者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ネ 新規卒業者を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したものの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ノ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、ものの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ハ 平成20年1月2日から平成23年1月1日までの間に、法第3条第1項の許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ヒ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- フ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号 労働保険保険関係成立届」の写し
- ヘ 社会保険に加入している者は、社会保険料納入確認書
- ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入

した者については、「適用通知書」の写し

マ ウからカに該当する職員に係る次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

(ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成22年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

ミ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1183号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町小松原字柿木49番2地先から同市中辺路町小松原字柿木467番6地先まで	旧	8.00 } 39.00	622.10	
同上	新	8.00 } 39.00	622.10	
同上	新	14.70 } 29.80	588.78	

和歌山県告示第1184号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町小松原字柿木492番2地先から同市中辺路町小松原字柿木467番6地先まで

供用開始の期日 平成22年12月28日

和歌山県告示第1185号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、海岸管理上支障がある所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工作物の所在及び種類等**(1) 所在**

西牟婁郡白浜町字瓜切2927番地地先

(2) 種類

架線（ワイヤー及びビニール製・全長約20メートル）及びその固定金具

2 所有者等の行うべき措置

当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、西牟婁振興局建設部に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該工作物を除却すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を除却するものとする。なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課（電話番号 0739-26-7949）

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第66号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年12月28日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査 (大型) 技能検定員審査 (中型) 技能検定員審査 (普通) 技能検定員審査 (大特) 技能検定員審査 (大自二) 技能検定員審査 (普自二) 技能検定員審査 (牽〔けん〕引) 技能検定員審査 (大型二種) 技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)	技能検定に関する技能及び知識	平成23年2月16日 (水) から同月18日 (金) までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽〔けん〕引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成23年1月11日 (火) から同月18日 (火) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係 (電話 073-473-0110 内線363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第159号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第2項の表中 「社会福祉法人公風会 地域密着型特別養護老人ホーム 三 寿 苑」 和歌山市島橋南ノ丁6番21号 を 「社会福着型特三社会福ケ

祉法人公風会 地域密着型特別養護老人ホーム 三 寿 苑 和歌山市島橋南ノ丁6番21号
 祉法人浩和会 アハウス竹の里園 和歌山市明王子11番地 に改める。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港浜ノ瀬緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 美浜町
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138-278
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

正 誤

正 誤

平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号目次中

ページ	行目	誤	正
1	上から14	監査公表第18号	監査公表第20号
	上から15	監査公表第19号	監査公表第21号

正 誤

平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号中

ページ	行目	誤	正
5	上から11	和歌山県監査公表第18号	和歌山県監査公表第20号
7	上から4	和歌山県監査公表第19号	和歌山県監査公表第21号